

2020年5月12日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について」の公表について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年5月12日、法務省より、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について」が公表され、定時株主総会における事業報告及び計算書類の提供について、緊急的かつ時限的に「ウェブ開示によるみなし提供」の対象範囲を拡大するとの方針が示されましたのでお知らせいたします(詳細は、以下の法務省のホームページをご参照ください。)

＜法務省：「会社法施行規則及び会社計算規則の一部改正について」¹>

<http://www.moj.go.jp/content/001319738.pdf>

情報取扱責任者の皆様におかれましては、よろしく社内のご関係者にご周知賜りますとともに、重要な投資判断情報の適時かつ適切な開示に加え、株主総会に関する情報の積極的な提供にも、引き続きご配慮くださいますようお願いいたします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp

¹ 法務省より公表されている「定時株主総会の開催について」（2020年2月28日）につきましても、更新が行われておりますので、あわせてご参照ください。

(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)